

市第46号議案

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 7 年12月 4 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正
する条例

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市
条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の 1 項を加える。

- 6 指定情報処理システム（行政文書の開示又は一般への公開を電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）によって処理するための市長が指定する情報処理システムをいう。）を使用して行う第 1 項の視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示については、実施機関が指定する日から30日間当該行政文書の開示を実施するものとする。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

第17条第 3 項を次のように改める。

- 3 この条例の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
- (1) 市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している

図書、資料、刊行物等

- (2) 前条第 6 項の指定情報処理システムを使用する方法により現
に一般に公開されている行政文書
別表の 1 の表備考 3 を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

指定情報処理システムを使用して行う視聴又は閲覧の方法による
行政文書の開示の実施期間を定める等のため、横浜市の保有する情
報の公開に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（開示の実施）

第 16 条 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 指定情報処理システム（行政文書の開示又は一般への公開を電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）によって処理するための市長が指定する情報処理システムをいう。）を使用して行う第 1 項の視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示については、実施機関が指定する日から 30 日間当該行政文書の開示を実施するものとする。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

（他の法令等との調整）

第 17 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 この条例の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。
(1) 市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等
(2) 前条第 6 項の指定情報処理システムを使用する方法により現に一般に公開されている行政文書

（第 4 項省略）

別表（第 18 条第 1 項及び第 2 項）

1 写しの作成に要する手数料

（表省略）

（備考）

（1 及び 2 省略）

3	この表において「電子情報処理組織」とは、実施機関の
	使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）
	と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回
	線で接続した電子情報処理組織をいう。